



愛知労働局発表
平成27年10月29日

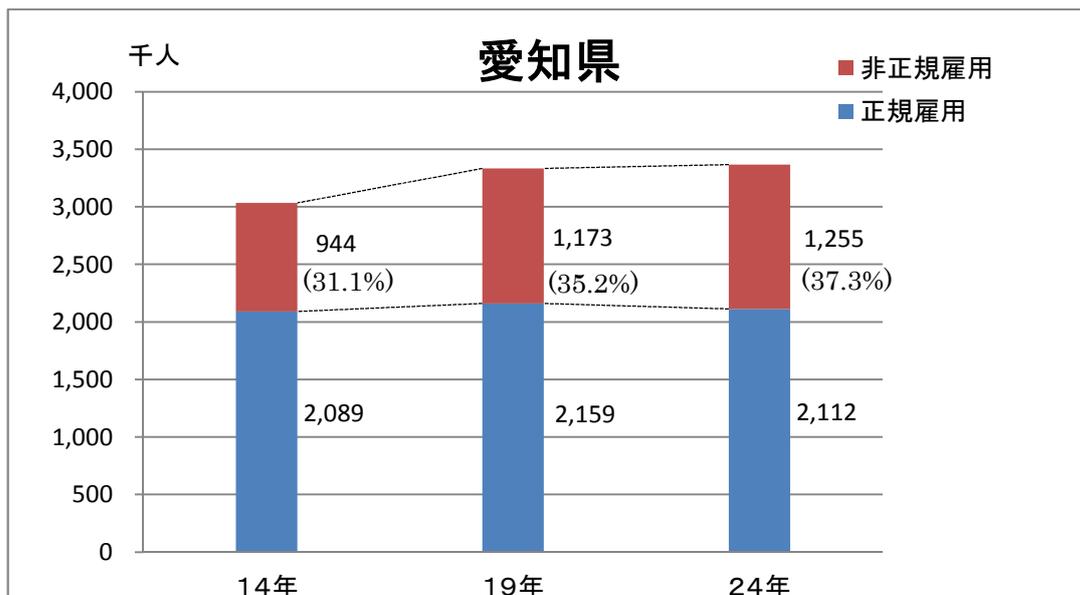
【担当】
職業安定部職業安定課
課長 吉田 克年
課長補佐 後藤 勲
電話： 052-219-5504
FAX： 052-220-0571

「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の実施について ～非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の 実現に向けた取組を強力に推進します～

雇用情勢が着実に改善する中、愛知労働局（局長 藤澤 勝博）は、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向けた取組を強力に推進するため、関係機関及び団体等と連携しながら、12月末までを「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の期間として、キャンペーンを実施します。

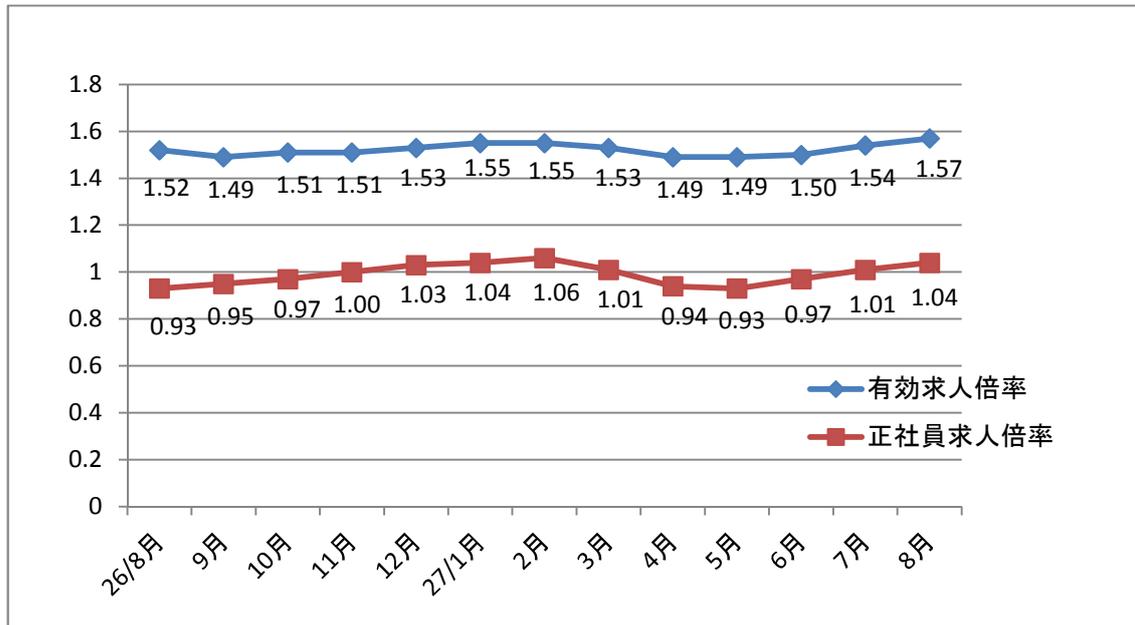
1 愛知県内における非正規雇用労働者の現状

正規・非正規雇用労働者の割合の推移



(資料出所) 総務省「就業構造基本調査」

有効求人倍率及び正社員有効求人倍率



2 愛知労働局における取組

愛知正社員転換・待遇改善実現本部の設置

厚生労働大臣を本部長とする「正社員転換・待遇改善実現本部」が9月25日に設置されたことに伴い、愛知労働局においても、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善対策について、局をあげて取り組むため、「愛知正社員転換・待遇改善実現本部」を平成27年10月30日に設置します。

○ 設置目的

- ① 「正社員転換・待遇改善キャンペーン(平成27年10月～12月)」期間中の取組方針の決定。(第1回会合)
- ② 「不本意非正規対策・学卒正社員化キャンペーン(平成28年1月～3月)」期間中の取組方針の決定(第2回会合)
- ③ 「正社員転換・待遇改善実現プラン(地域プラン)」の策定(第3回会合)
- ④ 「正社員転換・待遇改善実現プラン(地域プラン)」(平成28年4月～平成33年3月)の実施
- ⑤ 非正規雇用労働者の正社員転換等に向けた支援対策の実施
- ⑥ 非正規雇用労働者の待遇改善に向けた支援対策の実施

正社員転換・待遇改善キャンペーン期間中の主な取組

① 県下主要4経済団体への訪問による要請

藤澤愛知労働局長と堀井愛知県副知事により、合同で県下の各経済団体に対して、平成28年4月1日に施行される「一般事業主行動計画の策定、労働局への届出等」について、各会員事業主等への周知協力要請と併せて、藤澤愛知労働局長より非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の周知啓発についても協力要請を行います。

② 関係法令の周知徹底

第189回通常国会で可決成立した以下の法律等の周知徹底

- ・「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正労働者派遣法」という。)」
- ・「青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)」
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」
- ・労働契約法の無期転換ルール

【主な具体的な取組】

○ 「女性活躍推進法」周知のための局主催説明会の開催【新規】

- ・名古屋市 11月10日、17日
- ・刈谷市 11月26日
- ・豊橋市 12月3日

同時に個別相談会を開催するとともに、11月中旬～2月の指定曜日に33回の「個別相談会」を開催

○ 県内大学等の就職担当者を対象とした「若者雇用促進法」を始めとする労働関係法令の説明会の開催(11月)【新規】

○ 県内高等学校の進路指導主事を対象とした「若者雇用促進法」を始めとする労働関係法令の説明会の開催(11月)【新規】

○ メッセナゴヤ2015の出展ブースを活用した正社員転換・待遇改善に向けた国の支援制度について周知啓発並びに関係法令の周知【新規】

- ・メッセナゴヤ(11月4日～7日)会場に「愛知労働局」のブースを設け、会場出展者や来場者に対し、キャリアアップ助成金制度等国の助成金制度の案内や相談を行うとともに関係法令等の周知を行う。

③ その他ハローワークにおける正社員就職の取組強化

3 今後のスケジュール

正社員転換・待遇改善キャンペーン(平成 27 年 10 月～12 月)

- ・第 189 回通常国会で可決成立した「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」、「青少年の雇用の促進等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び労働契約法の無期転換ルールの周知啓発の徹底
- ・労働局、ハローワークの幹部等が業界団体・事業所を訪問し、又は、求人窓口において、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の周知徹底やそれにつながる助成金の活用促進等を働きかけ



不本意非正規対策・学卒正社員化キャンペーン(平成 28 年 1 月～3 月)

- ・「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく職場情報提供制度及びハローワークにおける求人不受理制度の円滑な施行に向けた周知
- ・新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーター等による個別支援の徹底、就職面接会の積極的開催、中小企業と大学生等とのマッチング等の実施等



「正社員転換・待遇改善プラン(地域プラン)」の策定(平成 28 年 3 月)

- ・不本意非正規など目標値を設定
- ・厚生労働省が策定する「正社員転換・待遇改善実現プラン」を踏まえ、地域プランとして、今後 5 年間の正社員転換・待遇改善に向けた具体的施策の策定

正社員転換・待遇改善実現本部

【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）に、正社員転換や雇用管理改善の重要性が指摘され、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させていくことが盛り込まれたこと等を踏まえ、「正社員転換・待遇改善実現プラン（5カ年計画）」を策定するとともに、正社員転換・待遇改善等の雇用対策について、省をあげて取り組む。

1. 大臣を本部長とする「正社員転換・待遇改善実現本部」を設置

本部長 厚生労働大臣

本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）

事務局長 職業安定局長

労働基準局長、雇用均等・児童家庭局長、職業能力開発局長、政策統括官（労働担当）等

2. 正社員転換等を加速させるための「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」を策定（平成27年1月）。不本意非正規比率などに目標値を設定。

正社員転換・待遇改善実現チーム

主査 職業安定局長

各都道府県労働局に設置

〈協力要請・連携〉

- ・都道府県
- ・市町村
- ・事業主団体
- ・労働団体 等

都道府県正社員転換・待遇改善実現本部

（本部長 都道府県労働局長）

- 都道府県労働局においても、労働局長が陣頭に立って、地域における正社員転換・待遇改善等を強力に推進